

被告準備書面(4)(要約)

平成18年10月19日

- 1 本件発言は都立大学の運営に関するものであるから、公共の利害に関係し、目的は公益をはかることである。教員数と学生数のアンバランスについて被告の発言は主要な点で真実であることはあきらか。人身攻撃に関しては意見ないし論評としての域を超えておらず、違法性を欠く。
- 2 原告らが指摘する本件発言は、「原告ら主張のとおり(原告ら準備書面(3)7頁)、都知事としての立場で行なわれたものと言うしかなく、従って、公務員たる都知事としての職務を行うにあたってなされた。以上の限度で、被告準備書面(1)3項は補充訂正する。」(原文)